

藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）  
実施予定施設一覧

2026年3月19日 令和7年度  
第4回 子ども・子育て会議 資料2-2

| No | 事業者名                    | 実施施設           | 定員                 |     |     |    | 実施日時    |                                | 給食の有無 | 1時間あたりの利用料 | 利用料以外の費用   | 実施方法 ※1            | 利用方法 ※2 |
|----|-------------------------|----------------|--------------------|-----|-----|----|---------|--------------------------------|-------|------------|--|--------------------|---------|
|    |                         |                | 0歳児                | 1歳児 | 2歳児 | 合計 | 曜日      | 時間                             |       |            |  |                    |         |
| 1  | 社会福祉法人みらい               | 鶴沼げんきっず保育園     | 1人                 | 2人  | 2人  | 5人 | 月～金     | 9:00～15:00                     | 有     | 300円       | 給食：300円/回<br>おやつ：100円/回                            | 一般（専用室独立型）         | 定期      |
| 2  | 有限会社ゆめの森                | ゆめの森保育園        | 在園児の定員に空きがある場合に受入れ |     |     |    | 月～金     | 9:00～15:00                     | 有     | 300円       | 給食：300円/回  | 余裕活用型              | 柔軟      |
| 3  | 社会福祉法人藤葉福祉会             | 村岡保育園          | 2人                 | 0人  | 0人  | 2人 | 月・水・金   | 10:00～13:00                    | 有     | 300円       | 給食：250円/回<br>保護者食事代：450円<br>手ぶら保育セット：150円/回        | 一般（専用室独立型）         | 定期・柔軟   |
| 4  | 社会福祉法人永寿会               | 湘南まるめろ保育園      | 1人                 | 1人  | 3人  | 5人 | 月～金     | 8:30～17:00                     | 有     | 300円       | 給食：250円/回<br>おやつ：50円/回                             | 一般（在園児合同型及び専用室独立型） | 定期・柔軟   |
| 5  | 福祉クラブ生活協同組合             | 保育室ひろば辻堂       | 2人                 | 2人  | 2人  | 6人 | 火・水・金   | 9:00～17:00                     | 有     | 300円       | 給食：400円/回<br>おむつ処理代：110円/回                         | 一般（在園児合同型）         | 柔軟      |
| 6  | 一般社団法人望英<br>※5月7日から利用開始 | 保育ルームフロール      | 2人                 | 2人  | 0人  | 4人 | 月・火・木・金 | 9:00～14:00                     | 有     | 300円       | 給食：300円/回<br>おむつ：50円/枚<br>保険料：50円/月                | 一般（在園児合同型）         | 定期・柔軟   |
| 7  | 株式会社オフィスエム              | どれみチャイルドくらぶにじ  | 3人                 | 3人  | 3人  | 9人 | 月～金     | 9:00～17:00                     | 有     | 300円       | 給食：250円/回<br>おやつ：100円/回<br>教材費：50～200円/回           | 一般（専用室独立型）         | 定期・柔軟   |
| 8  | 株式会社ちゅうりっぷ              | ちゅうりっぷ保育室      | 2人                 |     |     | 2人 | 月～金     | 9:00～17:00<br>(12:30～14:30を除く) | 有     | 300円       | 給食：350円/回<br>おやつ：200円/回<br>おむつ：30円/枚<br>保険料：100円/回 | 一般（在園児合同型）         | 定期・柔軟   |
| 9  | 株式会社ストーブカンパニー           | Baby Class：よつば | 3人                 | 5人  | 0人  | 8人 | 月～金     | 9:00～17:00<br>(正午～13:00を除く)    | 無     | 300円       | 教材費：100円<br>行事参加費：実費                               | 一般（専用室独立型）         | 定期      |
| 10 | 藤沢市<br>※5月1日から利用開始      | しぶやがはら保育園      | 6人                 | 1人  | 1人  | 8人 | 月～金     | 9:00～16:30<br>(正午～13:30を除く)    | 無     | 300円       | 無  | 一般（専用室独立型）         | 柔軟      |

※1 一般（専用室独立型）…本事業専用の部屋での受入れを行います。お子様の様子や状況によっては、在園児と一緒に活動をすることもあります。

一般（在園児合同型）…在園児と同じ部屋での受入れを行います。

余裕活用型…在園児の定員に空きがある場合のみ、在園児と同じ部屋で受入れを行います。

※2 定期利用…曜日や時間を決め、定期的に利用する方法です。（例）毎月第2、第4水曜日 9:00～11:00に通う

柔軟利用…曜日や時間を固定せず、必要なときに、その都度利用する方法です。

(1) 児童福祉法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による改正後のもの。令和8年4月1日施行。）

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3（略）

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7（略）

同法附則〔令和6年6月12日法律第47号抄〕

第七条 第四条の規定（附則第一条第四号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正後の児童福祉法（次項において「新児童福祉法」という。）第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 市町村長は、前項の規定により認可の申請があった場合には、第四号施行日前においても、新児童福祉法第三十四条の十五第二項から第六項まで並びに第三十四条の十六第一項及び第二項の規定の例により、当該認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可とみなす。

(2) 子ども・子育て支援法（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後のもの。令和8年4月1日施行。）

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

同法附則〔令和6年6月12日法律第47号抄〕

第五条 第五号施行日新支援法第五十四条の二第一項の確認を受けようとする者は、第五号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 市町村長（特別区の区長を含む。附則第七条第二項において同じ。）は、前項の規定により確認の申請があった場合には、第五号施行日前においても、第五号施行日新支援法第五十四条の二の規定の例により、当該確認をすることができる。この場合において、当該確認は、第五号施行日以後は、同条第一項の確認とみなす。